

# 社会福祉法人温光会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人温光会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会並びに監事監査の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席した時、又監事が監事監査を行った時は次により報酬及び交通費等の費用を支払う。ただし、役員については、各年度の総額が50万円(所得税を除く。)を越えてはならない。

報酬(日額)	費用
10,000円(所得税を除く)	実費

附則

この規程は、平成29年6月18日から施行する。